

## 農地転用の許可、農業会議への意見聴取等

根拠法令：農地法，移譲対象：全市町村

### 1 移譲事務の概要及び移譲状況

#### (1) 移譲事務の内容

優良農地の確保及び農業以外への土地利用への調整による計画的な土地利用を図るため、農地の転用の許可、農地の賃貸借契約の解除の許可、その他関連する意見の聴取や立入調査の実施及び違反転用についての処分等を行う。

- 農地転用、農地等の転用のための権利移動の許可
- 農地転用許可等に係る農業会議への諮問
- 違反転用に係る処分

#### (2) 移譲のメリット

- 転用許可等の受付から許可までの期間が大幅に短縮され、申請者の負担軽減、利便性の向上につながる。
- 農地の所在や利用形態、今後の利用計画等の地域の実情に精通している市町村（農業委員会）が事務処理を行うことで、転用許可等に当たって、実態に応じた迅速な判断が可能となるとともに、許可後の随時の状況把握や違反転用等の早期発見、対応等にもつながる。

#### (3) 移譲事務に関する県の支援策

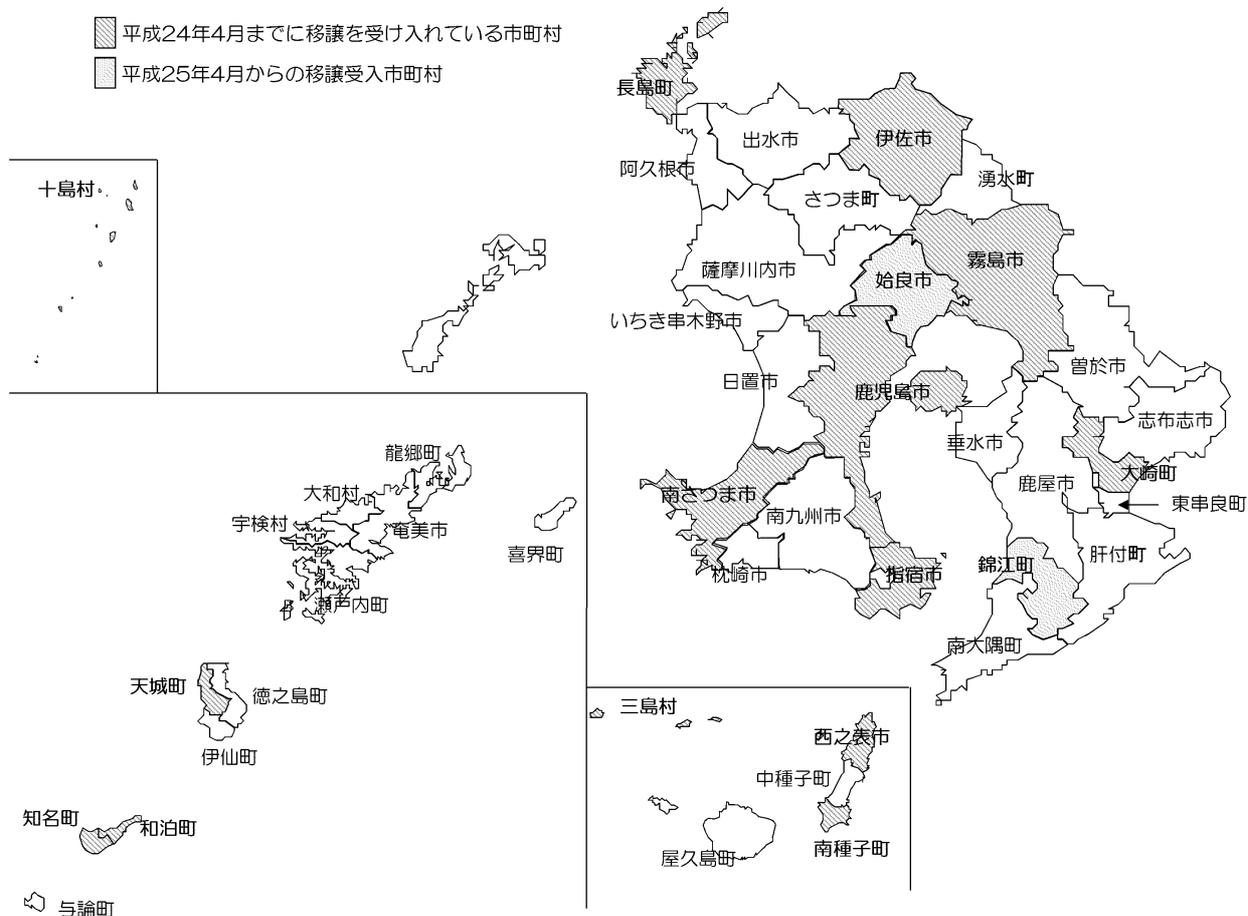
- ① 財源措置  
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 人的支援措置（人材育成）  
農業委員及び担当者等への研修の実施により、担当職員等の知識・技能習得を支援  
人材育成等を支援
- ③ 事務処理体制の整備
  - ・ 移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
  - ・ 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

#### (4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※①
全市町村	43	16	37.2%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H18年4月	鹿児島市 ※②, 大崎町		
H19年4月	天城町		
H20年4月	伊佐市, 長島町		
H21年4月	霧島市, 南さつま市, 三島村		
H22年4月	十島村, 南種子町, 和泊町		
H23年4月	西之表市, 知名町		
H24年4月	鹿児島市 ※②, 指宿市		
H25年4月	始良市, 錦江町		

※① 「移譲率」＝「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」

※② 鹿児島市は、平成24年4月の移譲により、全ての事務を受入



## 2 移譲市町村の取組状況等

### ◎指宿市（平成24年4月から移譲）の事例

#### (1) 移譲後の事務処理体制

3名

《内訳》農業委員会（いぶすき農業支援センター）：3名（事務局長，担当係2名）



#### (2) 移譲受入れを決定した経緯

指宿市では、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもと、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応し、市民が必要とする公共サービスを提供するために、職員の意識改革を図りながら、限られた職員でより効率的な行政運営を行える組織機構の整備に努めており、その一環として、市民サービスの充実や市民の利便性の向上につながるなど、効果的と考えられる事務について、年次的・計画的に権限移譲の受入を進めている。

農地法事務については、市において農用地が総面積の3割近くを占めていることから、特に住民に身近な権限であると考え、検討の結果、移譲により許可期間の大幅な短縮など住民サービスの向上に直結すると判断し、県との協議を進め、平成24年4月から権限を受け入れている。

#### (3) 移譲事務の処理状況

平成23年度は、6件の農地転用許可と77件の転用のための権利移動許可事務が処理されている。

権限移譲後は、これまで処理していた事務に加えて、県農業会議への諮問に関する事務を行っている。また、農地転用許可に係る審査体制強化の一環として、現地調査の拡大に取り組んでいる。

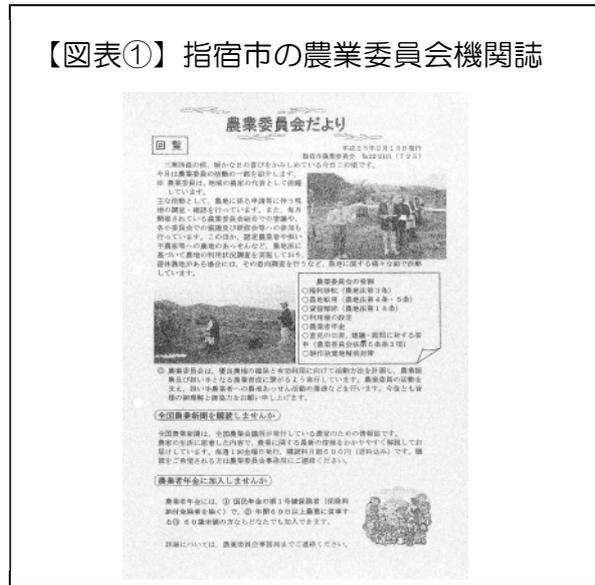
このため、従来よりも業務量が多くなったことに対応し、申請が集中した際、農業委員会内で応援態勢を確保するなどして、農地法関係事務の円滑な執行が図られるよう配慮している。

⇒ 移譲事務をよりの確に行うための工夫

指宿市では、農地転用許可制度の円滑な運用及び農地の適正利用を図っていくためには、農業委員会の充実と住民の理解が不可欠なものと考え、農業委員を対象に定期的に研修会を実施するなど各委員の更なる資質向上に努めている。

併せて、住民に対する普及啓発活動にも積極的に取り組んでおり、市の広報誌や農業委員会の機関誌である「農業委員会だより」等による手続き・委員会活動の周知など、住民の農地の適正かつ効率的な活用についての意識の醸成のための取組の充実が図られている。

【図表①】指宿市の農業委員会機関誌



(4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

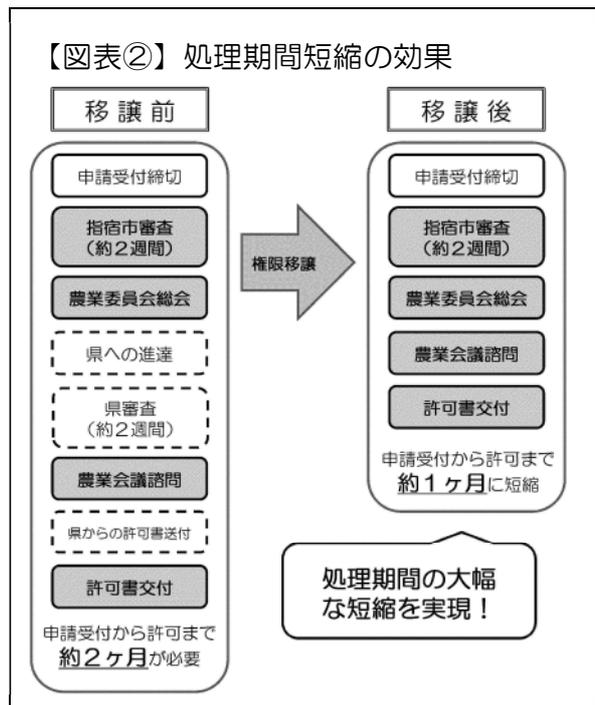
権限移譲の受入れによって、通常2ヶ月程度は必要だった農地転用の受付から許可までの期間が、概ね1ヶ月程度に大幅に短縮され、住民の利便性の向上につながっており、これが権限移譲の最大の効果と考えている。

また、広報誌等による周知・啓発活動や住民にとって身近な市職員が対応しているということもあって、住民が相談しやすい環境が形成されており、以前と比べて相談件数が大幅に増加しており、市としても、農地利用に関する手続き等について、住民の実態に即した指導・助言を効率的に行えるようになっている。

さらに、権限移譲によって、職員だけでなく農業委員の方々も含めた意識の向上にもつながっており、それぞれの委員が、これまで以上に注意深く地域の農地の利用状況等を見守り、違反転用があった場合などは積極的に住民への相談対応・指導等を行うなどの取組にもつながっている。

市では、これらのことで、市の基幹産業である農業の生産基盤となる農地の保全及び有効活用につながっていると考えている。

【図表②】処理期間短縮の効果

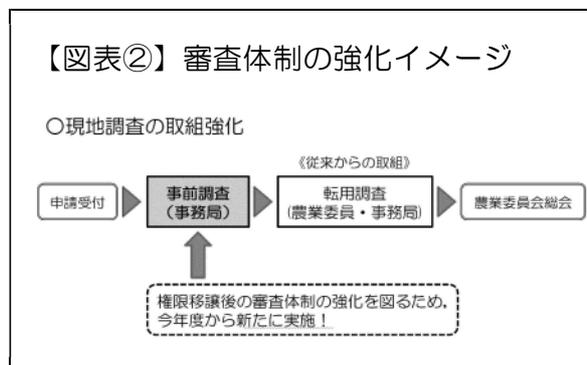


## (5) 移譲事務の処理に関する留意点等

指宿市では、権限移譲に伴って、これまで市と県で2回行われていた審査を市のみで行うようになったため、許可に当たって、申請内容の許可基準への適合状況などについて、より一層の慎重かつ適正な書類審査の実施に努めている。

また、現地調査についても、これまで農業委員・事務局合同で毎月1回実施していた転用調査に加えて、事務局による事前調査を実施するなど審査体制の充実強化を図っている。

さらに、違反転用への対応についても、主体的・積極的に対応していくことが必要と考え、広報誌等による周知や委員による農地パトロールの実施により、違反転用の未然防止、早期発見に努めている。



### ○指宿市から一言

移譲を検討する中では、「市で処理する場合、地域と身近でありすぎてかえって不都合が出るのではないか」という不安もありましたが、現在のところ、本市では住民からの意見や相談にきめ細やかに対応することで、住民の理解も得られ円滑に事務処理が行えています。

また、実際の違反転用事例の中には、市単独での処理が困難なケースもありますが、困難事例に関しては適宜、県に相談・連携しながら対応しています。



## (6) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

指宿市には、窓口で相談・手続きに来られた住民の方から、許可期間が短縮されたことについての、「許可が早くなって良かった。ありがたい。」との評価や、「気軽に相談できる。」といった意見が寄せられている。